

建 技 第 203 号
令和 7 年 7 月 29 日

関係団体の長 殿

富山県土木部長

週休 2 日工事の試行について

このことについて、「週休 2 日工事」試行要領を改定し、下記のとおり実施することとしましたので通知します。

つきましては、貴協会に属する会員各位に周知いただきますようお願いいたします。

記

1 改定内容

別紙「週休 2 日工事」試行要領（令和 7 年 8 月 富山県土木部）のとおり。

※富山県土木部建設技術企画課のホームページの『「週休 2 日工事」についてのお知らせ』から閲覧できます。

<https://www.pref.toyama.jp/1510/sangyou/nyuusatsu/koukyoukouji/kj00017587.html>

2 適用

令和 7 年 8 月 15 日以降に作成する設計書から適用する。

なお、「週休 2 日工事試行要領（令和 7 年 4 月 富山県土木部）（以下、旧要領という。）」に基づき作成した設計書については、旧要領を適用する。

（事務担当 建設技術企画課技術指導係）